

(お知らせ) 新型コロナウイルス感染症に関する (一財) 気象業務 支援センターの対応状況について (その5)

2020年 5月 7日

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、そのご家族様に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された皆さま、および関係者の皆さまにお見舞い申し上げます。

2020年4月7日(火)、新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」が特定警戒都道府県として東京都を含む7都府県に、さらに16日(木)には対象地域が全国に拡大(内、13特定警戒都道府県)され、当センターの対応についてお知らせしたところです。

今般、5月4日(月)、「緊急事態宣言」が5月31日(日)までの間、1か月程度延長されましたことから、4月17日(金)の「お知らせ(その4)」での対応を基本とし、引き続き対策を強化して参りますのでご案内申し上げます。

(お知らせ(その4)) http://www.jmbse.or.jp/jp/oshirase/20200417-1_oshirase.pdf

(基本的な対応の考え方)

当センターでは、気象業務法により指定された「民間気象業務支援センター」としてのオンラインによるリアルタイムの注意報・警報や地震情報等を予報業務許可事業者や報道機関等に提供する「情報提供業務」を最重要な業務とし確実に事業継続しつつ、気象情報の利用者等の皆様への影響をできる限り抑えつつも、緊急事態宣言の発令が予定されている5月31日(日)までの間、在宅勤務を徹底し、オンライン会議システムの活用、出勤が必要な場合にも時差通勤や勤務時間の短縮など、以下のとおり対応を強化しています。

気象情報の利用者等の皆様には、引き続き、大変ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

1. 民間気象業務支援センターとしての主な業務での対応

- (1) 情報提供業務のうち、24時間体制で気象庁が作成した各種気象情報をオンライン・リアルタイムで予報業務許可事業者・報道機関等に配信している業務につきましては、国民の生命・安全に密接にかかわり、気象庁の業務と一体不可分で必要不可欠な業務ですので、本業務の安定・確実な運用のため、24時間体制を整えて行きます。

但し、新規利用者への対応等の日勤業務につきましては、体制を事業継続に必要なものに限らせて頂くこととしており、引き続き、差し控えさせていただきます。詳細につきましては、別途、4月8日（水）、配信サービスの利用者にお知らせしています。

- (2) 情報提供業務のうち、CD やDVD 等により気象情報の過去データのオフライン提供業務につきましては、引き続きFAX またはe-Mail での注文を受けつけておりますが、国の要請に応え最小限の体制としておりますので、オフライン媒体の作成・配送につきましては、相当期間遅れますのでご理解をお願いします。
- (3) 「実践予報技術講習会」、「新予報技術講習会」、「気象防災講習会」につきましては、5～7 月実施予定の講習会を「中止」しました。その後の講習会につきましては、「緊急事態宣言」の発令終了後の状況を踏まえて実施について判断を行います。<http://www.jmbc.or.jp/jp/seminar/seminar.html>。
- (4) 各種刊行物の頒布につきましても、(2) オフライン業務と同様な対応を行いますので、相当期間配送が遅れます。また、気象庁マスコットキャラクター「はれるん」グッズの販売につきましても、同様の対応を行いますのでご理解をお願いします。

2. 指定試験機関（気象予報士試験）

2020年度の気象予報士試験につきましては、当センターのホームページ等でお知らせしました通り、8月23日(日)及び2021年1月31日(日)の2回の実施に向けて準備を進めています(<http://www.jmbc.or.jp/jp/examination/examination-3.html>)。しかしながら、「緊急事態宣言」の対象地域が全国6試験会場（内、4会場が特定警戒都道府県）に及び、さらに延長されたことなどから、気象庁にもご指導頂きつつ、中止等も含め日程等に変更が生ずる場合には当センターホームページや報道発表等、速やかにお知らせします。

3. 登録検定機関（測器検定）

気象庁測器検定試験センター（つくば市）内で実施しています気象測器の検定業務につきましては、在宅勤務、時差通勤や自動車による出勤の推奨など、感染対策を講じたうえで柔軟に実施してきています。

引き続き、茨城県に特定警戒都道府県として緊急事態宣言が発令されている間は、実器検定は必要最小限のものとして、書類検定を中心とさせて頂きたいと考えています。これ

により、計画的な実施に努めますが、特に実器による検定の実施に遅れが生ずることなどが考えられます。

気象測器関連事業者の皆様には、引き続き、測器検定の申請についてご配慮を頂きたいと考えています。本件については、別途各事業者にお知らせさせていただきます。

4. 調査・国際協力等の業務

(1) 国際協力・調査関連業務につきましては、在宅勤務とともに海外派遣・国内出張の中止など、(独)国際協力機構(JICA)等の関係機関の方針・指導も頂きつつ対応して参ります。

(2) 気象研究推進業務につきましては、気象庁気象研究所(つくば市)と連携しつつ、同所内で実施してきており、茨城県に特定警戒都道府県として緊急事態宣言が発令されている間は、在宅勤務を基本とし、オンライン会議システムの活用や出勤する場合にもフレックス・タイム等、必要最小限のものとして対応して参ります。

(3) 「気象振興協議会」や「緊急地震速報利用者協議会」などの民間事業者の任意団体の事務局業務につきましては、基本的に書面による対応を行いつつ、オンライン会議システムの活用も進めて参ります。

5. その他、窓口等における対応

当センターの窓口や職場での対応は、感染防止のため、引き続き原則的に控えさせて頂きたいと、関係の皆様にはご理解頂きたいと思っております。さらに、平日の通常の業務時間にお電話いただいてもつながらない場合がありますので、メールまたはFAXにてご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

標記体制につきましては、「緊急事態宣言」の延長が予定されている1か月程度の後、新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況、さらに、ある程度長期にわたる対策や“新しい生活様式”などが求められてきており、これらの最新の状況も踏まえつつ見直し、改めて当センターのホームページ等を通して速やかにお知らせします。

(参考)

これまでのお知らせ「新型コロナウイルス感染症に関する(一財)気象業務支援センターの対応状況について」

(その4) (2020年4月17日 掲載)

http://www.jmbc.or.jp/jp/oshirase/20200417-1_oshirase.pdf

(その3) (2020年4月13日 掲載)

http://www.jmbsec.or.jp/jp/oshirase/20200413-1_oshirase.pdf

(その2) (2020年4月7日 掲載)

http://www.jmbsec.or.jp/jp/oshirase/20200407-1_oshirase.pdf

(その1) (2020年4月6日 掲載)

http://www.jmbsec.or.jp/jp/oshirase/20200406-1_oshirase.pdf

以上